

IV 関係各課等との協議結果

1. 宇都宮市関係

部署	指導事項等	対応策
環境部 環境保全課 担当:天野 (028-632-2406)	・周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談が合った場合は、誠意を持って対応してください。	・ 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談が合った場合は、誠意を持って対応します。
建設部 技術監理課 担当:千本松 (028-632-2510)	・ 渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。	・ の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を検討します。

2. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
県民協働推進課 担当: 山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	・ 午後 11 時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18 歳未満)に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)をしていただくようお願いします。 ・ 図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18 歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等出来ない旨の掲示(大きさ 30 cm×15 cm)を行ってください。	・ 午後 11 時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18 歳未満)に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)を行います。 ・ 図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類を設置する場合には青少年(18 歳未満の者)には閲覧・販売等はいけません。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等出来ない旨の掲示(大きさ 30 cm×15 cm)を行います。
環境保全課 担当: 篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・ 出店後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要)	・ 周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をいたします。
警察本部 交通規制課 担当: 金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	・ 意見なし	-
経営支援課 担当: 石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	・ 指摘事項等なし	-